

岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与の支給に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日 規則 第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 10 号)により、岩手沿岸南部広域環境組合職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給)

第 2 条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与の支給については、釜石市一般職の職員の給与の支給に関する規則(昭和 30 年釜石市規則第 10 号)の例による。

2 前項のうち、給料の支給日については、その月の 18 日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日(岩手沿岸南部広域環境組職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組条例第 14 号)第 9 条に規定する休日をいう。)に当たるときは、その翌日以後の日であつて、18 日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。